



鳥取県公報

令和2年2月4日（火）
号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

- | | |
|-------------|---|
| ◇ 企業局訓
令 | 中津ダム操作規程を廃止する訓令（1）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 2
茗荷谷ダム操作規程を廃止する訓令（2）（〃）・・・・・・・・・・ 3 |
|-------------|---|

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

中津ダム操作規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

中津ダム操作規程を廃止する訓令

中津ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年2月4日から施行する。

鳥取県企業局訓令第2号

茗荷谷ダム操作規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

茗荷谷ダム操作規程を廃止する訓令

茗荷谷ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年2月4日から施行する。